

奈良県告示第百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、四条土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和七年六月十日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	東内 茂雄	橿原市四条町六八四
〃	高木 寛	〃 四九〇一
〃	前川 兼三	〃 五〇七
〃	辰巳 勝美	〃 二〇七一二
〃	浅田 善規	〃 三八〇一二
〃	豊田 剛司	〃 七〇五一三
監事	高木 俊治	〃 五一五
〃	邊方 幸夫	〃 七八八一
〃	池田 一弘	〃 一九二

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	松浦 平和	橿原市四条町三四七
〃	高木 俊治	〃 五一五
〃	松本 全広	〃 六七一一七
〃	辰巳 嘉尉	〃 五〇六
〃	中谷 誠	〃 二〇〇一二
〃	奥田 政司	〃 六六九・六七〇
監事	高木 猛	〃 七〇〇
〃	西川 潔	〃 三六五
〃	池田 一弘	〃 一九二